

令和元年度

第4回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

令和2年 3月30日 開会
令和2年 3月30日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和2年3月30日(月)

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
第4 議案第6号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第5 議案第7号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について
第6 議案第8号 令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)
第7 議案第9号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計予算
第8 報告第9号～第15号 例月現金出納検査の結果報告について
第9 一般質問

本日の会議に付した事件
(議事日程のとおり)

出席議員(14名)

1番	阿多利 修	議員	8番	屋富祖 功	議員
2番	池原 秀明	議員	9番	伊佐 哲雄	議員
3番	栄野比 和光	議員	10番	岸本 一徳	議員
4番	喜友名 朝彦	議員	11番	濱元 朝清	議員
5番	小谷 良博	議員	12番	宮城 司	議員
6番	新里 治利	議員	13番	友利 勉	議員
7番	高江洲 義八	議員	14番	宮里 廣	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職、氏名

管理者	桑江 朝千夫	次 長	新本 耕太郎
副管理者	松川 正則	総務課長	宮里 学
副管理者	野国 昌春	業務第一課長	嘉陽田 朝之
事務局長	久高 久雄	業務第二課長	町田 洋人

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

課長補佐兼総務係長 辺土名 俊明 主 事 新垣 義介

●小谷良博 議長

おはようございます。只今から、令和元年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

只今の出席議員は14名全員出席でございます。

定足数に達しており、会議は有効でございますので早速会議に入ります。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いします。

桑江管理者。

●桑江朝千夫 管理者

おはようございます。

令和元年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会にあたり、冒頭ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、時間をお繰り合わせ頂き、ご出席頂きましたことを感謝申し上げます。

本定例会に上程しております、案件につきましては、

『専決処分の承認を求めることについて』の報告、

『倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例』

『倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について』

『令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）』

『令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計予算』の5件となっております。

内容につきましては後程、事務局からご説明させていただきます。

なにとぞ、慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

どうぞ宜しくお願いいたします。

●小谷良博 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

2番議員^{いけはらひであき}池原秀明議員、8番議員^{やぶせいさお}屋富祖功議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時04分）

再開（午前10時04分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

会期につきましては、令和2年3月20日開催の議会全員協議会における協議どおり、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

日程第3、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

当局の報告を求めます。

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

おはようございます。よろしくお願いいたします。報告第8号についてご説明申し上げます。

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和2年3月30日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。こちらは令和2年3月13日付けで管理者による専決処分がなされております。

次のページ、3枚目をお願いいたします。当時の事故状況や和解の内容を記載しております。

令和元年8月16日金曜日、午後2時30分頃、宜野湾市普天間の路地において大通りに出ようとT字路に進入したところ、駐車中の車の後ろから出てきた自転車と接触した事故について和解し、損害賠償の額を決定するものでございます。

1. 相手方の住所、氏名につきましては、表記記載のとおりでございます。

2. 和解の内容 今回の接触事故については、当日医療機関を受診し検査の結果、異常なしの診断を確認しており、その日以降は任意保険加入会社である、全国市有物件災害共済会へ依頼し、令和2年3月9日付で示談が成立し和解となっております。

(1) 損害賠償額 1万8,912円

(2) 過失割合 組合100%、相手方0%。説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の報告を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

以上で報告第8号を終わります。

日程第4、議案第6号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

よろしくお願いいたします。ご説明申し上げる前にページ数が多いことから恐れ入りますが、お手元の議案書にページの記載をお願いいたします。議案のかがみを1ページ目として、最終ページが9ページとなります。お手数をお掛けいたしますがよろしくお願いいたします。

議案第6号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月30日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

提案理由でございます。

沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を考慮し、所要の改正を行う必要があり、この案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。条文の説明につきましては、主な部分に絞ってご説明をいたします。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例第16条は住居手当に関する規定で、住居手当の支給対象となる家賃額の下限額を4,000円引き上げまして、現行の1万2,000円から1万6,000円としております。

また、住居手当の月額を算出する際の家賃の基準額を2万3,000円から2万7,000円に、算出過程で家賃額から差し引くための基礎控除額を家賃2万7,000円以下の場合、1万2,000円から1万6,000円へ家賃2万7,000円を超える場合、1万6,000円から1万7,000円となります。

今回の改正で住居手当の最高支給限度額が現行の2万7,000円から2万8,000円へ1,000円引き上げることとなります。

次に下の方の別表第2（第4条関係）でございます。行政職給料表につきましては、議案の8枚目まで続きますが、今回の沖縄県人事委員会の勧告に基づき、給料表を改定するものでございます。

次に8ページをお願いいたします。最後から2枚目になります。附則でございます。

附則第1項は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の住居手当に掛かる改正規定及び附則第4項から第7項までの経過措置の規定は、令和2年4月1日から施行いたします。

次に附則第2項は、別表第2行政職給料表の規定は、平成31年4月1日から適用いたします。

附則第3項、改正後の規定を適用する場合は、改正前の規定に基づいて支給された給与は、内払とみなす規定であります。

附則第4項から次の9ページの第6項までは住居手当に関する経過措置で今回改正するこ

とにより住居手当月額が500円を超えて減額となる職員に対しては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間、段階的な経過措置を講ずるものであります。

次に附則第7項は、附則第4項から第6項までの経過措置に掛かる住居手当の支給要件を別に規則で定めるものであります。

附則第8項は、規則への委任事項でございます。

以上でございます。ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第6号について討論はありますか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第6号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第7号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について議題といたします。

当局の説明を求めます。

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

よろしくお願いいたします。

議案第7号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について

地方自治法第235条第2項の規定に基づき、本組合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関に別紙のとおり金融機関を指定したいので、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月30日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

提案理由でございます。

指定金融機関を指定して、本組合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる必要があるため、この案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

別紙、倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定についてでございます。

1. 指定金融機関

- (1) 住所 那覇市久茂地三丁目10番1号
- (2) 金融機関名 株式会社 沖縄銀行
- (3) 代表者名 取締役頭取 山城正保

2. 指定金融機関の指定期間

令和2年7月1日から令和5年6月30日まで

以上でございます。ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第7号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第7号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第8号 令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

よろしくお願いいたします。

議案第8号 令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年3月30日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)

令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,276万5,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,211万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月30日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。歳入合計欄、補正前の額27億488万4,000円、補正額2,276万5,000円の減、補正後の額26億8,211万9,000円でございます。

補正額の内訳につきましては、4款1項財産運用収入の補正額75万2,000円の増、及び5款1項基金繰入金の補正額1,030万7,000円の減、並びに7款3項雑入の補正額1,321万円の減となっております。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出合計欄、補正前の額27億488万4,000円、補正額2,276万5,000円の減、補正後の額26億8,211万9,000円でございます。

補正額の内訳につきましては、1款1項議会費の補正額11万4,000円の減、2款1項総務管理費の補正額298万円の減、及び3款1項清掃費の補正額1,967万1,000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。第2表 繰越明許費補正の追加でございます。

3款衛生費、1項清掃費、事業名、溶融炉等修繕整備（後期）、金額1億8,062万円となっております。繰越理由といたしましては、10月から12月にかけての4回機械設備の突発的なトラブルにより、約3,000トン余りのごみ処理の滞りによりまして、当初の計画以上にごみピットの残量が増えたことから当該修繕整備を令和2年度へ繰り越すものでございます。

次のページをお願いいたします。令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）に関する説明書より主なものについてご説明いたします。説明書3ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項1目1節節利子及び配当金の補正額75万2,000円の増につきましては、財政調整基金ほか2件の基金からの定期預金利子の金利上昇分となっております。

4ページをお願いいたします。5款1項1目1節財政調整基金繰入金の補正額1,030万7,000円の減につきましては、歳出の補正減額分を基金へ繰り戻すものでございます。

5ページをお願いいたします。7款3項1目1節雑入の補正額1,321万円の減につきましては、説明欄1. 古紙類売却料49万6,000円の減で国内古紙価格が当初見込単価9.72円としておりましたが、1.1円へ下落した影響によるものでございます。また、説明欄2. 売電料1,271万4,000円の減につきましても、売電単価12.74円から12.03円へと単価が下落したこと。また、先ほど繰越明許費補正でも説明いたしました、機械設備の突発的なトラブルにより、焼却処理ができなくなった影響から売電電力量が769,680kw/h減となったことによるものでございます。

歳入の説明は以上でございます。歳出でございます。

6 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目 1 2 節 役務費の説明欄 1. 筆耕翻訳料11万4,000円の減につきましては、議会定例会及び臨時会における翻訳によるもので、本会議開催の回数等が減となったことによるものでございます。

7 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目 一般管理費の補正額298万円の減につきましては、2 節 給料及び 3 節 職員手当等並びに 4 節 共済費で主に給与改正を含め、共済組合負担金率の改定等によるものでございます。

また、7 節 賃金の説明欄 1. 臨時職員83万1,000円の減につきましては、臨時職員 1 名の 5 ヶ月分と療養代替要員 1 名の 3 ヶ月分の不用額となっております。

次に 8 節 報償費の説明欄 1. 報償金9万6,000円の減につきましては、倉浜設立 5 0 周年記念式典講演会講師の講演時間の変更や倉浜リユース市における救護を、医師から看護師へ変更したことによるものでございます。

1 2 節 役務費14万8,000円の減につきましては、主に説明欄 1. 通信料10万6,000円の減で電話料金等の不用額を減額するものでございます。説明欄 2. リサイクル料金手数料4万2,000円の減は、パソコン廃棄処分費用で家電リサイクル法認定業者へ直接処分を依頼したことによるものでございます。

1 3 節 委託料75万2,000円の減につきましては、説明欄 1. 定期健診委託ほか 4 件の契約差額となっております。

1 4 節 使用料及び賃借料59万2,000円の減、及び 1 8 節 備品購入費8万9,000円の減につきましては、土地借上契約額の確定差額。また、パソコンの購入差額によるものでございます。

2 5 節 積立金の説明欄 1. 財政調整基金積立金21万6,000円の増。ほか 1 件につきましては、定期預金利子の金利上昇分を増額するものでございます。

8 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目 塵芥処理場費（熱回収施設）の補正額19万6,000円の減につきましては、2 節 給料及び 3 節 職員手当等並びに、4 節 共済費における人件費で一般管理費同様、主に給与改定を含め共済組合負担金率の改正等によるものでございます。

次に 7 節 賃金の説明欄 1. 臨時職員14万5,000円の減につきましては、時間外手当の不用額によるものでございます。

8 節 報償費の説明欄 1. 報償金5万6,000円減につきましては、公害監視協議会の開催回数の減によるものでございます。

3 款 1 項 2 目 塵芥処理場費（リサイクルセンター）の補正額1,558万9,000円の減につきましては、主なものとして、1 1 節 需用費819万8,000円の減で説明欄 1. 修繕費の減によるもので、昨年 1 0 月二次破碎機搬送コンベアにおいて、破碎に伴う緊急修繕が必要となったため、当初予定の当該コンベア修繕整備を取り止めたことによるものと、あと 1 3 節 委託料661万2,000円の減で、説明欄 1. 草木類処理業務委託ほか 2 件の減によるもので年間処理見込量を下回ったことや説明欄 2. 使用済蛍光管等処理処分業務委託で処理見込単価が下がったことによるものでございます。

9 ページをお願いいたします。3 款 1 項 3 目 最終処分場費の補正額253万3,000円の減につ

きましては、2節給料及び3節職員手当等並びに4節共済費における人件費の減や給与改定共済組合負担金率の改定が主な減額の要因となっております。

14節使用料及び賃借料の説明欄1. 土地借上料25万6,000円の減につきましては、土地借上契約額の確定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。3款1項4目し尿処理場費の補正額135万3,000円の減につきましては、4節共済費3万4,000円の減は、共済組合負担金率の改定等によるものでございます。

11節需用費の説明欄1. 燃料費9万3,000円の減や説明欄2. 光熱水費63万5,000円の減につきましては、燃料及び光熱水費の年間使用見込量を下回ったことによるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、どうぞよろしくをお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

岸本議員。

●岸本一徳 議員

おはようございます。補正予算の予算書の5ページ、7款3項1目の雑入歳入ですけれども先ほどの説明で、説明欄の古紙類売却料というのと、売電料の補正減ということで単価の下落によるものだという説明がございましたけれども、この現状を受けて3月の13日にこの古紙を扱う業者のほうから陳情書が当局に出ていると認識をいたしますけれども、3月の13日でそれ以前に私ども宜野湾市の市長にも同様な申し入れをさせていただいて、この古紙のいわゆる買い取りというのがもう不可能に近い状態になっていると。これで従業員を雇って運営していくことが出来なくなっているという現状を、これは資源化をしていく、それからリサイクルというこのシステムを業者ではございますけれども、この一角がやはり立ちゆかなくなってしまうと、そこは倉浜衛生施設組合にとっても痛手じゃないのかなと。それから各市で沖縄市2社、宜野湾市で1社、存在いたしますので、倉浜とのこの関係がございしますが、その関係が崩れていく恐れがあるんじゃないかと言うふうなことで、この陳情書も出ていると言うふうに思っております。この単価の暴落の背景、それからこの業者に対する方針と言うようなことをどのように協議をして、新年度予算へどう反映をしているか。新年度予算でこれは聞けばいいことなんですけれども、方針そのものが今の時点で決まっているようでしたらその点についてお伺いをしたいと言うふうに思っております。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

只今の質疑でございます。今後の古紙の方針等についてでございますが、現在この構成市町内の3社と古紙類の売買については契約を行っております。先ほどお話しがあったように陳情書が倉浜のほうに提出されておまして、今後の対応については、県内などの今後の状況なども踏まえ、構成市町と協議しながら方針などは決めていきたいと考えております。

以上でございます。

●小谷良博 議長

岸本議員。

●岸本一徳 議員

再度確認をいたします。他の清掃組合も同様なそういう動きがあると言うふうに思っております。出来るだけ県内統一をはかっていただいで、アンバランスがないようなそういう連携の仕方というの必要じゃないかなと言うふうに思っているんですけども、それと資料でいただいた中で、これは追加の議案説明資料の中で4ページですけれども、この件と関係があるかどうか。その説明もいただきたいんですけども、外部委託費用と焼却処理費用の比較の表が出ておりますが、当然焼却にしたほうが費用が掛かってしまうということがこのデータから分かる訳ですけれども、要は例えば引取先がなくなったこの古紙をこちらで抱えていてもそれは燃やすしかないのかなと言うふうに思う訳で、そこはやっぱりその業者の立ちゆかなくなると、そういうことも引き取り手がなくなるんじゃないかと言うふうなことも関連してくるんじゃないかと言うふうに思う訳ですけれども、先ほど申し上げましたこの逆有償にしてもそれからこの価格というんですかね、これを倉浜だけの問題としないで、全県的にここはやっぱりしっかり連携を取る必要があるんじゃないかと言うふうに思う訳ですけれども、管理者としてどのようにお考えでしょうか。

●小谷良博 議長

桑江管理者。

●桑江朝千夫 管理者

お答えいたしますが古紙回収の企業は宜野湾市1社、沖縄市2社ありますが、この同一企業の組合という連合会はない訳であります。なかなか今後の交渉は難しいんですけども、確かに陳情がありまして、我々も現状を見ますとこれまで通りには立ちゆかない。これまで通りにしていくと、企業はなくなってしまうという観点から、県も含めてその取り扱いに関しては、あるどこかの機会、例えば中部市町村会等、あるいは市長会の中で話し合う機会がありましたらここも提案をしていって、同一金額、同一補償というものは取るべきだろうとは思っております。

そして燃やすことも可能ではありますけれども、やっぱり原点はリサイクルというものの重要さをこれまで述べてきた我々でありますから、簡単にこれを焼却するわけにはいかないと考えております。いずれにせよ全県的な全国的な課題になると思っておりますので、歩調を合わせて取り組んでいければと思っております。

●小谷良博 議長

ほかに質疑はございませんか。

池原議員。

●池原秀明 議員

令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）について質疑をさせていただきたいと思うんですけども、4ページになるのでしょうか。第2表の繰越明許費補正につい

て質疑させていただきたいと思います。

追加のほうで3款衛生費、1項清掃費の中の事業名として溶融炉等修繕整備（後期）ということで1億8,062万円という予算が計上されておりますけれども、ご説明をお伺いいたしますと令和元年の12月から3ヶ月間ほど、ごみの処理に滞留があったということでこれは売電のほうにも影響しているというお話だったんですけれども、その理由が滞留の理由が突発的な事故ということなんですけれども、突発的という理由がよく分からないんですよ。例えば機械の経年劣化によって故障が起こったのか。それともごみの中に何か異物があって、コンベアなり、あるいはその他の機械等に影響が出たという、この突発的な理由というのは何なのかですね、このことによって逆に経年劣化というものになってくると、これは委託管理をしている業務に対してやっぱり瑕疵があったのではないのかなと言うふうな感じがするんですけれども、確かにこの突発的なもの、これは誰が見てもどうしようもないことなので、この理由がよく分からないんですよ。突発的な事故というのが、これについて少しご説明いただけないでしょうか。お願いします。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

只今の質疑に回答いたします。この繰越明許費補正で溶融炉等修繕整備（後期）の部分で繰越ということなんです、この突発的な故障についてご説明いたします。まず、熱回収施設において、誘引送風機というのがございます。これに付属しているインバーター、こちらの方が10月から12月にかけて、4回故障がございました。まず、故障状況といたしまして、1号誘引通風機インバーターの故障、こちらが10月21日月曜日11時頃発生いたしまして1号炉のほうを緊急停止いたしました。その後10月28日から30日に掛けてメーカーのほうに来場し、原因を調査しております。そのメーカー見解による原因といたしましては、経年劣化によるインバーター内部の素子が破損したことが原因だという見解となっております。その後部品交換を行い、試運転を実施し、10月30日には復旧をいたしております。

次に11月6日水曜日15時50分頃、3号誘引通風機インバーターの故障により、3号炉を緊急停止いたしました。こちらにつきましても、11月13日から15日に掛けてメーカーのほうに来場していただき、原因の調査を行っております。こちらも1号同様、経年劣化による故障となり、部品交換後に試運転し11月15日金曜日に復旧を行っております。

次に11月15日金曜日に1号誘引通風機インバーター、こちらは2回目になります。また故障が発生し緊急停止を行いました。こちらにつきましても、原因の調査が困難であるということで、その部品をメーカーのほうに持ち出し、点検をするということになり、11月18日にメーカーが来場し、この1号誘引通風機を取り外し、工場のほうに持ち帰って検査を行っております。その後工場にて部品交換を行い、12月2日に熱回収施設へ搬入し取り付けして、試運転実施後復旧を行っております。

続きまして12月14日土曜日、こちらは8時20分頃、3号炉誘引通風機インバーター

の故障により、緊急停止を行っております。こちらも3号炉2回目になります。こちらも1号同様、3号誘引通風機インバーターを工場から持ち出し、このメーカーのほうで修繕を行った後、1月11日に取り付け復旧を行っております。この複数回起こった原因につきまして、メーカーのほうでいろいろ調査をしたり行った結果、原因といたしましては、誘引通風機インバーター板を冷却している送風設備が令和元年度7月に故障し、板内の温度が上昇したため7月より板を開放して工場扇、いわゆる扇風機ですね、そちらで直接インバーターを冷却を行っております。このことで改善した粉塵がインバーター内部に入り込み、放電をおこし、機器を損傷した可能性が高いと考えられています。その後1月10日にこの送風設備を修繕し、この制御盤を閉じた状態で運用して、その後、同様の故障は起こっておりません。以上であります。

●小谷良博 議長

池原議員。

●池原秀明 議員

1回目はある面では経年劣化ということで耐用年数の問題が出て来るのかなと思うんだけど、同じところで2回も3回も起こるといことは、今ご説明があったようにそういう意味ではインバーターの中のところで加熱したという通風機が、結局損傷したということなんですけれども、この辺についてはインバーターを修理する時に、これがなぜこういう形で故障が起こったのかという原因究明が真っ先にされなければならないことなんですよね。それがなされないで、再度入れて見たらまた、同じことが起こったということでは、これは委託管理をしているところで、やっぱり問題が起こっているのではないかな。専門家ですよ相手は。過量の電源が入ってくる例えばこちらの場合は100ボルトが120ボルトになるとか。言うような形でボルトがアップして過量電源になって、これが加熱していくということであれば、それは例えば落雷があったとか、あるいは放電があったとかという形で異常に電圧が上がる可能性があるけれども、今の状況からすると実際的には送風機、冷却器が上手くいかなくて、そこで加熱をしてインバーターが切れたと言うふうな説明なので、これは普通の通常定期点検の中で、こちら辺はチェックできたはずなんだよね。温度が上がる上がらないというのは、異変については通風機の冷却装置で異常があったということのをなぜ前もって察知できなかったのか。この辺については、いわゆるシグナルが付くような装置にはなっていないの。異常加熱があったときには、ここはパイロットランプが付くということになれば、当然いち早くこの通風機の冷却装置部分の異常があれば、それを早めに修理をしていけば、インバーターの故障まではいかなかったんじゃないのかと思うんだけど、そういう面でこれは委託された業者がそこら辺を見落としたりしたのか。それともパイロットランプが付かなかったということなのかね。異常に温度が上がる時には普通は付くんだよね。なぜそういうことが起こり得なかったのかどうか。もう一度説明をしていただけませんか。ただ、部品を切り替えたら良いんだということで良いのか。原因究明がはっきりしない。2回も3回も起こっている。結局調べた結果は、そういう形でいわゆる冷却装置が上手く起動していなかったというようなことは、これは定期点検の段階でやっぱりそういう不備があったというふう

に考えられないですか。そこら辺はどうなんですか。運転管理側も含めてお願いします。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

只今の質疑についてでございますが、まず、この熱回収施設運転管理をしているのがエバラ環境プラント株式会社のほうです。今回故障したこのインバーターにつきましては、東芝のほうメーカーになっておりまして、今回、この緊急修繕に対応してもらったのは、この東芝のほうになります。こちらは運転管理の通常業務の中で点検を行い、その中でいわゆる温度の上昇というものを確認できたものですから、それを緊急的な対応として扉を開けて直接、扇風機で冷却するという手法で対応してございました。この1回目の故障の時に、その原因が素子の損傷ということで、経年劣化であろうということでその部品を取り替えて対応したところでございますが、同じような故障が起こったことで、何か別の要因があるのではないかとということで倉浜のほうでもまた調査を行い、外来の影響が無いかそういったものを調べて行った結果、結果としてこの直接扇風機で冷却をしていることが原因ではないかという東芝からの見解がございまして、早急にその送風機の修繕を行い、通常の運用としたところでございます。以上でございます。

●小谷良博 議長

以上で池原議員の質疑は終了いたします。ほかに質疑はありませんか。

喜友名議員。

●喜友名朝彦 議員

よろしく申し上げます。この議案について質疑をさせていただきます。8ページの3款1項2目の11節需用費なんですけど、819万8,000円の減となっております、修繕費となっております。これは先ほどのご説明では火災によって第二次破砕機ですか、これの修繕費だったと思いますけど、それが取り止めになったと、取り止めても大丈夫なのかなと思ってですね、取り止めた理由とこれは動かさなくても、修理しなくても大丈夫なんですかということをお聞きしたいんですが。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

只今の質疑にお答えいたします。リサイクルセンターの修繕整備についての質疑でございます。こちら主な今回の減額補正の理由としましては、10月に二次破砕機搬送コンベアで電池が原因と思われる火災が起こりまして、その緊急修繕費を行う必要があったものですから、元々当初修繕予定をしていたこの破砕物搬送コンベアの修繕整備、予算額として887万円を当初修繕する予定であったんですが、この緊急修繕費のほうに予算を充てることといたしまして、この当初予定していた破砕物搬送コンベアの修繕整備を令和2年度に持ち越したことによりまして、その差額分を今回補正するという形になっております。次年度実施する予定でございます。以上です。

●小谷良博 議長

喜友名議員。

●喜友名朝彦 議員

ありがとうございます。次年度で大丈夫ということでよろしいですか。今は支障が無いということで良いということですか。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

はい、そういうことでございます。

●小谷良博 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終結いたします。

次、討論に入ります。議案第8号について、討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第8号 令和元年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第8号は原案のとおり可決いたしました。休憩いたします。

休憩(午前10時55分)

再開(午前10時56分)

●小谷良博 議長

再開いたします。

日程第7、議案第9号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

よろしくお願いいたします。議案第9号についてご説明申し上げます。

議案第9号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年3月30日

次のページをお願いいたします。

令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

令和2年度倉浜衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億882万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月30日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算、歳入でございます。

令和2年度一般会計予算の総額は前年度当初予算に比べ、28.6%増の7億5,764万円増で34億882万円となっております。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金、1項負担金で19.4%の増、3億7,148万7,000円増で、22億8,225万8,000円となっております。

負担金の増は運営負担金と新規事業の汚泥再生処理センター整備事業に伴う建設負担金となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料で21.8%増の3,853万8,000円増で、2億1,532万3,000円となっております。

手数料の増につきましては、10月からのごみ処理手数料の改定見込みによるものとなっております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金による2億4,306万9,000円増で、2億4,505万2,000円となっております。

8款組合債は、一般廃棄物処理事業債で新規事業の汚泥再生処理センター整備事業に伴うもので3億3,950万円となっております。

歳入の減は、5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で85%減の1億7,000

円減で3,000万円となっております。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

歳出の主なものは、2款総務費、1項総務管理費で6億5,118万5,000円増の8億5,850万7,000円となっております。

3款衛生費、1項清掃費につきましては、熱回収施設、リサイクルセンターの塵芥処理場費、最終処分場費、し尿処理場費で5.9%増の1億645万円増で、19億2,238万5,000円となっております。

4ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為でございます。汚泥再生処理センター整備事業に係る設計・施工監理業務委託、期間、令和2年度から令和3年度まで、限度額、3,375万3,000円。汚泥再生処理センター建設工事、期間、令和2年度から令和3年度まで、限度額、12億5,573万円でございます。

5ページをお願いいたします。第3表 地方債でございます。起債の目的、限度額、汚泥再生処理センター建設工事、限度額、3億1,150万円。宜野湾清水苑管理棟解体工事、限度額、2,300万円。希釈水配管布設実施設計業務委託、限度額、500万円。計3億3,950万円でございます。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

次のページをお願いいたします。令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計予算に関する説明書についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1款1項1目運営負担金21億9,619万4,000円につきましては、前年度比14.9%増の2億8,542万3,000円の増となっております。主なものといたしまして、1節ごみ処理運営負担金が対前年比15.2%増の2億7,138万7,000円の増。し尿処理運営負担金が対前年比11.4%増の1,403万5,000円の増となっております。

1款1項2目建設負担金につきましては、8,606万4,000円の増で、新規負担金となっております。

4ページをお願いいたします。2款1項1目一般廃棄物処理手数料2億1,532万3,000円につきましては、許可業者がごみ及びし尿等を搬入する際に組合に納める手数料で対前年度比21.8%増の3,853万8,000円の増となっております。増の要因は1節ごみ処理手数料で10月に手数料の改定を見込んだもので、10kg当たり100円としたことによる増となっております。

5ページをお願いいたします。3款1項1目衛生費国庫補助金2億4,505万2,000円につきましては、前年度比較で2億4,306万9,000円の増となっております。その主なものは、新規事業の汚泥再生処理センター建設事業費とその事務費分によるものとなっております。

6ページをお願いいたします。4款1項1目利子及び配当金26万7,000円につきましては、前年度比較で3万3,000円の増となっておりますが、説明欄1. 財政調整基金預金利子ほか2

件の預金利率の見直しによるものでございます。

7ページをお願いいたします。5款1項の合計欄3,600万1,000円につきましては、前年度比82.5%減の1億7,000万円の減で、財政調整基金繰入金の減によるものでございます。主な要因は、財政調整基金残高の低下による繰入金の減額となっております。

5款1項3目最終処分場整備等基金繰入金600万円につきましては、池原自治会及び登川自治会の年度協力金に充当するものでございます。

8ページをお願いいたします。6款1項1目繰越金については、費目存置でございます。

9ページをお願いいたします。7款2項1目預金利子6万2,000円につきましては、前年度比較で3万1,000円の増で、一般会計及び歳計外現金の預金利率の見直しによるものでございます。

10ページをお願いいたします。7款3項1目雑入2億9,035万5,000円につきましては、前年度比18.3%減の6,501万8,000円の減となっております。そのほとんどが市場取り引きの低迷により単価が下がったことによるものでございます。減の主なものといたしまして、説明欄3.古紙類売却料641万9,000円は、前年度比較で946万4,000円の減、説明欄6.売電料2億4,331万7,000円は、前年度比較で5,123万6,000円の減、説明欄10.破碎鉄売却料57万4,000円は、549万6,000円の減となっております。

11ページをお願いいたします。8款1項1目衛生債3億3,950万円につきましては、新規事業の汚泥再生処理センター建設工事へ充当されるものでございます。

次に歳出の主なものについてご説明申し上げます前に地方自治法施行規則の一部を改正する省令により、歳出の節については、7節賃金が削除され、次項の節が繰り上がりとなっております。また、倉浜衛生施設組合では12節委託料、14節工事請負費等については、入札及び契約の適正化の観点から予定価格の事前公表は行っておらず、予定価格を推測されることにより、適正な執行が損なわれることを避ける等のために、予算額を公表しないこととしております。よって予算に関する説明書にも、当該節の詳細額は表示をしておりませんことをご理解いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

13ページをお願いいたします。2款総務費、1項1目一般管理費8億5,850万7,000円につきましては、前年度比314.1%増の6億5,118万5,000円増となっております。主なものといたしまして、1節報酬、説明欄2.非常勤職員報酬968万5,000円につきましては、地方公務員法の改正に伴い、臨時的任用職員、特別職の非常勤職員から会計年度任用職員への制度移行によるもので、それに合わせて期末手当は、3節説明欄10.非常勤職員手当75万5,000円、通勤手当が8節説明欄2.費用弁償33万7,000円を新規計上しております。前年度との比較において、2節給料294万8,000円の減、及び3節職員手当等、説明欄7.期末勤勉手当229万8,000円の減、説明欄8.退職手当組合負担金279万2,000円の減につきましては、定年退職者と新規採用職員の差額及び人事異動によるものが主な要因でございます。

4節共済費、説明欄6.社会保険料(非常勤)203万円につきましても、会計年度任用職員制度に伴う新規計上となっております。

8節旅費、説明欄1.普通旅費(県外)17万4,000円は、汚泥再生処理センター建設工事に

伴う主要設備の製品検査のため、1名の2回分を計上しております。

10節需用費、説明欄5. 修繕費326万5,000円は、前年度比較で111万1,000円の増となっております。その主なものは空調室外機の取り替え修繕となっております。

14ページをお願いいたします。12節委託料、6,067万6,000円につきましては、前年度比較で2,352万5,000円の増となっております。その主なものは、15ページをお願いいたします。説明欄19. 汚泥再生処理センター整備事業に係る設計・施工監理業務委託、説明欄20. 希釈水配管布設実施設計業務委託、説明欄21. 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定業務委託3件の新規計上によるものでございます。

13節使用料及び賃借料2,891万3,000円につきましては、前年度比較337万8,000円の減となっております。主な要因は、説明欄6. 財務会計・人事給与システム借上料及び説明欄10. 清水苑仮設事務所借上料の減によるものでございます。

14節工事請負費6億4,304万4,000円につきましては、説明欄1. 汚泥再生処理センター建設工事及び説明欄2. 宜野湾清水苑管理棟解体工事の新規計上によるものでございます。

18ページをお願いいたします。3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）13億6,888万7,000円につきましては、前年度比2.5%増の3,290万8,000円の増となっております。主な要因は、10節需用費、説明欄1. 消耗品費、前年度比較で1,187万2,000円の増で熱回収施設にかかる諸設備等の機器消耗品費等の増によるものでございます。説明欄2. 燃料費8,396万7,000円につきましては、前年度比較1,038万2,000円の増となっております。主な要因は、施設運転にかかる液化酸素の使用料増、及び単価の増によるものとなっております。説明欄5. 修繕費7億713万4,000円につきましては、前年度比較1,176万4,000円の増となっております。主な理由といたしまして、令和2年度は、施設の供用開始から11年目に入ることから経年使用に伴う各機器の分解点検整備、オーバーホールや部品の交換等に備えるものでございます。

19ページをお願いいたします。12節委託料2億8,228万3,000円につきましては、前年度比較966万8,000円の減となっております。主な要因は、説明欄1. 電気設備保守点検業務委託で前年度比較630万3,000円の減、説明欄12. 電気計装設備保守点検業務委託で前年度比較231万7,000円の減によるものでございます。

20ページをお願いいたします。3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）3億3,557万6,000円につきましては、対前年度比18.1%増の5,132万6,000円の増となっております。

21ページをお願いいたします。主な要因は12節委託料、説明欄1. 草木類処理業務委託、前年度比較3,786万1,000円の増と説明欄3. 資源ごみ等分別業務委託、前年度比較397万7,000円の増、説明欄6. 使用済乾電池処理処分業務委託、前年度比較884万円の増によるものとなっております。

また、説明欄7. 作業環境等測定業務委託、前年度比較222万2,000円の増につきましては、隔年実施の業務委託によるものでございます。

22ページをお願いいたします。3款1項3目最終処分場費1億1,076万4,000円につつま

ては、対前年度比6.9%増の712万7,000円の増となっております。主な要因は2節給料で前年度比較205万8,000円の増は、人事異動によるものでございます。

また、10節需用費で前年度比較342万5,000円の増は、説明欄1. 消耗品費225万7,000円の増で施設維持管理にかかる薬品費や説明欄3. 光熱水費95万1,000円の増、12節委託料で前年度比較111万5,000円の増によるものでございます。

23ページをお願いいたします。3款1項4目し尿処理場費1億715万8,000円につきましては、前年度比16.4%増の1,508万9,000円の増となっております。主な要因は、24ページに記載の12節委託料で前年度比較1,587万4,000円の増となっております。業務委託の内容は隔年実施の業務委託によるもので、説明欄8. 曝気ブロワ設備点検整備業務委託、説明欄9. 前処理設備点検整備業務委託、説明欄10. 高濃度脱臭装置活性炭取替業務委託、25ページをお願いいたします。説明欄14. 脱硫剤取替業務委託の4件によるものでございます。

26ページをお願いいたします。4款1項公債費でございます。令和2年度の元金及び利子を含めた償還予定額は6億808万1,000円で、前年度同額となっております。なお、最終償還年度は、令和6年度を予定しております。

27ページをお願いいたします。5款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の1,500万円を計上しております。

令和2年度一般会計予算の主な内容の説明については、以上となります。なお、28ページ以降に構成市町処理費内訳、給与費明細書などを添付しております。合わせてご参照ください。説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はありますか。

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

私のほうから1点質疑させていただきます。令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計予算説明書の15ページ、2款1項総務管理費の中で説明欄21. 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定業務委託とありますけれども、この目的と事業内容どういった事業なのか。委託先はどういうふうを選定するのか。その辺りを教えてください。以上です。

●小谷良博 議長

宮里総務課長。

●宮里学総務課長

屋富祖議員の質問にお答えします。2款1項1目12節の委託料、説明欄21. 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定業務委託につきましては、地球温暖化対策推進に関する法律があります。その温対法において市町村及び一部事務組合は事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに、吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することが義務付けられていることから、今回予算計上してございます。委託先に関しては構成市町内の環境に関する調査を行っている業者を予定しております。以上です。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。今の説明、法律でそういうふうになったと言うふうな説明ですが、けれども、これはいつから始まっていますか。もう始まっているものを次年度やるのか。お聞きします。

●小谷良博 議長

宮里総務課長。

●宮里学総務課長

この法律に関しては、以前からなされている法律でございますけれども、今回、策定に至った理由といたしましては、令和元年度に関して熱回収施設のほうが、今回温室ガスの排出量を上げるという調査を行ってまして、その後の今回の地球温暖化対策の業務委託をすることとなっております。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。

●小谷良博 議長

以上で屋富祖議員からの質疑を終わります。他に質疑はありませんか。
友利議員。

●友利勉 議員

1点だけ宜しくお願ひします。令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計予算書の10ページの雑入のところなんですけど、先ほど令和元年度の補正予算のところでも話がありましたけど、説明欄3.古紙類売却料641万9,000円、前年度比で946万円減額というような説明がありました。その中で先ほども同両議員から質問があった中で、管理者の説明で次年度は構成市町と相談しながら方針を決定するというお話と、中部市町間で同一金額で同一の内容でと、リサイクルの観点からというお話がありました。これは中部市町村会含めて同一金額というような形になっているのかお伺ひします。

●小谷良博 議長

桑江管理者。

●桑江朝千夫 管理者

お答えします。この金額については先ほど補正予算でも申し述べましたが、まだこれについての協議は各市町村と行っておりません。詳細は担当の方からお答えさせていただきます。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

只今、計上されています古紙類売却料641万9,000円の計上についてでございますが、まず、

倉浜衛生施設組合の令和2年度当初予算については、令和元年10月から見積調書などを行い積算しております。11月には調整などを行い、局内で予算が確定します。その後12月初旬には、構成市町担当課及び財政課と調整を行った後、構成市町の負担金などがかたまり、予算が最終確定しています。

また、補正予算第2号につきましては、令和元年12月初旬に局内で確定し、その後財政課と調整を行った後、最終確定を行っております。

補正予算第3号については、令和2年2月中旬には局内で確定し、その後財政課と調整を行い、最終確定を行っております。

令和2年度当初予算売電料につきましては、令和元年10月時点での契約単価を採用し積算しており、令和2年2月20日に実施した入札結果については、現在反映されておらず、今後補正予算において入札結果に基づき、適切に予算措置してまいりたいと思います。

●小谷良博 議長

休憩いたします。

休憩（午前11時26分）

再開（午前11時26分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

失礼いたしました。古紙類の売却料につきましては、令和2年度当初予算では、令和元年10月時点での実績平均単価を採用して積算しております。補正予算第2号においては、令和2年12月までの契約単価が当初の見込額を上回ったため、986万3,000円を減額補正しております。その後令和元年12月末に契約した令和2年1月から令和2年3月までの契約単価が1.1円と更に見込みを下回ったため、補正3号において49万6,000円の減額となっております。以上でございます。

●小谷良博 議長

友利議員。

●友利勉 議員

実はなぜこの質問をするかということ先ほどありました陳情書が出ていますね。逆に言えば有償で取りますよと言う陳情書が出ているんですよ。それについてどう応えるかという部分に責任があるのかなという気がしているものですから、今回、売り上げと言いますか、雑入が発生するという形になっているので、その陳情の物についてはどう取り扱うかというのも出てくるんですよ。それで今言っている部分は、要するに古紙を売却するということになっているんですね。この予算は。そうすると陳情は逆に有償で取りますよと言う形になっている物ですからその兼ね合いはどうするのかと言う意味でお伺いしていますけど。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

只今の質疑でございますが、まず、この令和2年度当初予算においては、倉浜衛生施設組合において令和元年10月から予算編成し、11月、12月という形で調整を行っております。その時点で当初予算のほうは構成市町と調整の中、最終確定という形を取っております。その後、今ありました古紙業者からの陳情書は3月に出了されたということで、今回の予算には、この歳入としては10月時点の見込みで計上しております。今後につきましては、先ほどもお話ししましたが、構成市町と再度協議をし、今後の方針を決めていく中で予算の方も今後、補正などと調整になってくるかと思われます。以上でございます。

●小谷良博 議長

以上で友利議員からの質疑を終わります。他に質疑はありませんか。

池原議員。

●池原秀明 議員

まず、説明欄の歳入の5款繰入金の2目、地域還元対応基金繰入金が費目存置で1,000円が組まれていますけれども、この本施設が出来て11年近くなるわけですよね。この間この物が一向に動かない。この理由は何でしょうか。実際的には地元に対してそれぞれ1億円でしたかね、ほかに農業団体の方にも3,000万円余りのものが一応基金として積まれていると思うんですけども、これが一向に動かないということは地元から要求がないから動かないということなのか、そうであるならば、やっぱり行政としては誘導してちゃんとこういうことがお金も積まれているんだから有効活用して欲しいという計画なりのですね、提言をしていくべきじゃないのかなと思うんですけども、この件についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから10ページの歳入の7款諸収入の1目、雑入の中で説明欄7、熔融スラグ売却料というのが2万8,000円計上されておりますけれども、このスラグを売却するときには、容積で売却するのか、重量で売却するのか、その場合に年間の熔融スラグはどのくらい出るのかですね、単価はどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。本来この熔融スラグが有効活用されることによって、最終処分場の延命が出来る訳ですよね。ところがこの熔融スラグ本当は構成3市町が道路の路盤材に使うとか。あるいは下水道、水道のですね下のほうに埋設する物に使うという形でこれまでも事業を立ち上げたときには説明して、この項目は予算費目の中に上がってきたと思うんですね、それまではなかなか熔融スラグを受け入れる場所がなかったの、予算費目もなかったけれども、これが費目として付け加えられてきた訳ですけども、これが一向に動かない。わずか2万8,000円しか年間で売り上げてないということは、全然使われてないということなんですよ。皆さんはリサイクルと言うふうによく言っている。あるいはリユースをするということで良く言っているにもかかわらず、逆に言えばここで出来ている製品が大量に使われてないというのはどういうことなのか。考え方も含めてこれは容積なのか容量なのか、重量なのかも含めて、いわゆるトンで売っているのか。立米で売っているのか、この辺についてもお聞かせ願いたいと言うふうに思います。以上です。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

只今の質疑でございますが、この熔融スラグ売却料2万8,000円となっております。こちらにつきましては、まず積算の方法といたしまして、令和元年4月から9月までの売却料の実績と10月から3月までの売却料については、実績の平均値で算出しております。その合計の95%を令和2年度の売却料として見込み、直近の単価を掛けて計上しております。このスラグにつきましては、重量で契約しております。その契約単価が今年度0.162円から0.055円に下落し、売却見込量も1,012,957kg減になったことによる、前年度比較で減となっております。以上でございます。

●小谷良博 議長

宮里総務課長。

●宮里学総務課長

池原議員の質疑にお答えします。5款1項2目地域還元対応基金繰入金ということで1,000円の費目存置がございます。倉浜衛生施設組合地域還元対応基金についてですが、これは倉浜衛生施設組合地域還元対応基金条例の第1条のほうで倉浜衛生施設組合のごみ処理施設建設にあたって、池原自治会、登川自治会及び倉敷ダム流域振興促進協議会の周辺環境整備等資金に充てるため、倉浜衛生施設組合地域還元対応基金を設置してございます。これまでこの3団体からの要請は無く、これまで積み立ててきたところであります。この地域の配分等については、各団体の対応条例の第5条の規定により、各団体の必要な費用の財源に充てる場合、当該各号の中から配分を行う相当分額を減少するものとする事となっております。以上です。

●小谷良博 議長

池原議員。

●池原秀明 議員

まず、今の5款の繰入金のところなんですけれども、覚書等でしっかり基金に積んで、これは地域に迷惑料という形で実際的にはこれをやると周辺の整備をしていくということで1億円ずつ各自治会に積んだと言うことになっているわけですよ。私が質疑をしたのは、いわゆる地元ではなかなかこの事業計画を立ててやり上げて行くと言うものが2ヶ年間の自治会長の任期の中でなかなかこれを組み上げていききれない。ならばやっぱり行政たる事務組合のほうでやっぱりそこら辺は調査費を組むなり計画の委託費を組むなりしてですね、ちゃんとした地域還元のための環境整備について、やっぱり使っていく。こういうことが必要ではないのかと。いつまでもこのそれを基金に積み立てて、果実だけを自分達の収入に入れてしまっただけは残りはその基金に置いておくということ事態は、これはこの当初、ここの工場を説明した時の趣旨に反するのではないかと言うふうに考える訳なんですけれども、そういう意味でやっぱりしっかりと調査費あるいは設計施工、基本構想から含めてそう言ったものの諸々の事務手続きをやっぱり行政が指導して、各自治会にこれを還元して行くという手立てを取っていただきたいと。これは要望です。そう言うふうにしていただきたいなど。10年も経

過したらね、逆に言えばもう何をしているのかと言われ兼ねないですよ。これは毎回要求をしているけれども、答えが出て来ない。今の状況からするとそういう形で特定の名前を挙げてやっている訳じゃないので、しっかりとこれはやるべきではないのかと言うふうに思います。

今の10ページの7款諸収入の雑入のほうの溶融スラグ売却料が、トン辺りで実際的には0.055円であったということなので、売却キログラムも僅かしか売り上げないということですよ。下水道や水道のそういった掘削した穴に埋め戻しをする時のものについては、今はアスファルトの破砕類を入れたりしている訳ですよ。その上に砂を置いてまた配管をしていくという形になっている訳ですけども、ここら辺は溶融スラグが利用できるということで行政庁もちゃんと認可をしていただいている訳ですから、構成3市町そこら辺はやっぱり公共工事で民間が使わなければ、公共工事で積極的に使っていくということが最終処分場の延命化にもつながり、また、自ら出たそういったスラグについては、これは逆に言えば有用物ですよ、廃棄物じゃないんだよね、ですからそういう面では、しっかりこのことも3市町の方に申し入れをして、そういった事業に有効活用していけるような努力をすべきじゃないのかと言うふうに思うんですけども、このほうには3構成市町の長がいらして管理者となっていらっしゃる訳ですから、そこら辺はしっかりとですね、協議をしていただきたいと言うふうに思うんですけども、そこら辺の考え方について見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●小谷良博 議長

久高事務局長。

●久高久雄 事務局長

池原議員の質疑にお答えいたします。7款3項1目雑入、説明欄の7. 溶融スラグ売却料に関連してスラグの有効活用についてであります。倉浜衛生施設組合といたしましても、いまだ構成市町含め、PR不足というか活用についての案内の努力がまだなされてない状況だと思います。昨年ですね、沖縄市の水道局から水道工事の路盤材として使いたいと言うふうな申し入れをいただいてですね、実際に使っていた実績はありますが、その後ですね、倉浜として有効活用についてのまだ働きかけが不十分であることもまた事実だと思いますので、今後溶融スラグの活用について案内をしていきたいと考えております。

それと7ページの5款1項2目、地域還元対応基金繰入金の費目存置についてでございますが、要望ということでございますが、例規集の3,654ページにあります倉浜衛生施設組合地域還元対応基金の取扱いに関する要綱でございます。その第4条事業の決定及び交付ということで各団体は、前条第1項各号の配分額の範囲内の額で、沖縄市及び倉浜衛生施設組合と協議して周辺地域環境整備等事業を決定するものとする。2項であります。前項の事業に伴う各団体が必要とする費用の交付方法は、各団体と沖縄市及び倉浜衛生施設組合と協議するものとする。との規定となっております。先ほど池原議員から要望がありましたが、補助金を決定する側が計画を立ててその補助金の交付を促すというのは、この辺は馴染まないのではないのかなと言うふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。以上

です。

●小谷良博 議長

以上で池原議員からの質疑を終了いたします。他に質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次、討論に入ります。議案第9号について、討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第9号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、報告第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、例月現金出納検査の結果報告について議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第9、一般質問に入ります。

お手元に配布しております一般質問通告書について、3月24日の通告締め切りまでに、1名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されています。質問制限時間は20分以内で、一問一答方式となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

8番議員 屋富祖功議員の一般質問をお願いします。

●屋富祖功 議員

8番議員 屋富祖功です。どうぞよろしくお願いいたします。時間のほうもちょっと迫っておりますので、20分という時間ですので早速ですけれども通告書に従いまして一般質問に入らせていただきます。

質問事項1. 倉浜だよりについて(1)倉浜だより発行時期について伺います。①倉浜だよりは年に何回発行しているかをお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里総務課長。

●宮里学総務課長

屋富祖議員の質問にお答えします。倉浜だよりについては、本施設稼働後の平成22年度より倉浜衛生施設組合の状況報告及び周知を図ることを目的に年間1回、2月から3月にかけて発行しております。以上です。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。続きまして②配布先をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里総務課長。

●宮里学総務課長

配布先につきましては、2市1町担当課である沖縄市市民部環境課・宜野湾市市民経済部環境対策課・北谷町住民福祉部保健衛生課へ各100部を配布しており、地元自治会等には、池原自治会へ660部、登川自治会へ1,100部、伊佐区自治会へ100部、倉敷ダム流域振興促進協議会へ20部配布し、その他施設見学者等へも配布を行っております。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。本員がなぜこの質問をしたかと言いますと、この倉浜衛生施設組合というのは2市1町の負担金・分担金で構成されていますけれども、今の説明では1部のところにしか配布をしてないと言うことで、私がインターネットでこの倉浜だよりをちょっと拝見したらですね、これは素晴らしいんですね。非常に中身が、第1号が平成23年3月に発行されていましたが、この施設の概要とかですね、どういった人達で構成されているとか。また、リサイクルセンターにおいては、障害者就労場と言うところで、いわば障害者も雇っていますよと言うようなことも書かれているんですね。このような立派なこの倉浜だよりがあるのに2市1町の世帯分、なぜ世帯分に配布出来ないのか。まず、その2市1町の世帯でもし配布するとなれば、試算したことがあるのか、お聞かせください。

●小谷良博 議長

宮里総務課長。

●宮里学総務課長

お答えします。2市1町全世帯に倉浜だよりを配布した場合の試算になります。令和元年度実績単価で試算しますと118,000世帯×31.5円と消費税ということで約400万円の試算となります。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。先ほど年1回発行してると言っていましたけど、今の試算では400万円。この400万円の財源が確保できないというのがちょっとどうかなと思いますけれども、なぜ、そういう質問をするかと言いますと、やっぱり市民がそのごみが出る、その目的はごみを減量させるということなんですよ。そこで何が行われているかというのをしっかり全世帯がこの倉浜だよりを見て意識を持ってもらう。それによってごみを出す日とか、このご

みがどう言うふうになるのか。そういうことにつながって、ごみ問題もすごく良くなるんじゃないかなということまで質問いたしました。是非、ご検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、質問事項2. 倉浜議会だよりについてお伺いします。私達、倉浜議員というのはメンバーはこの倉浜議会だより見たことがないんですが、これを発行しているのかお聞かせください。

●小谷良博 議長

宮里総務課長。

●宮里学総務課長

お答えします。倉浜議会だよりについては、現在発行しておりません。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

倉浜議会というのは、倉浜議員は組合を構成する沖縄市、宜野湾市、北谷町の議会議員から選出されます。定数は沖縄市が8人、宜野湾市が4人、北谷町が2人、合計で14人とありますけれども、ここで我々倉浜議員として年に2回定例議会がありますけれども、そういったものを市民にどういう会議で、どういった議論をしているのか、それも同じ先ほどの倉浜だよりと一緒にですね、市民に周知させる必要があるんじゃないかなと思いますけれども、私達沖縄市はですね、沖縄市議会だよりというのが3ヶ月に1回発行されていますけれども、それと広報おきなわ市、各市町村にもあると思いますけれども、これに先ほどの倉浜だよりと倉浜議会だよりという形で3ヶ月に1回なり、これを押し込んで全世界帯に配布出来ないものか。聞かせていただけますか。

●小谷良博 議長

宮里総務課長。

●宮里学総務課長

各構成市町の広報誌と連動ということと思いますが、今現在ですね、2市1町広報誌との連動は行っておりません。2市1町広報誌への連動については、可能かどうか検討していきたいと思います。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

検討していただけるということで、いつになるかちょっと良く分からないですけれども、予算的には本員からすればそんなに大きな金額ではないのかなと言うふうに思いますので、是非、管理者の皆さんもご検討のほどよろしく願いしたいと思います。

続きましてページ2ページにあります、質問事項3 余剰電力販売の入札結果の見解と今後の対応についてお伺いします。これは自然エネルギー庁のホームページからですが、電力の小売り自由化の歴史について説明したいと思います。小売り自由化は、2000年3月に始まりまして。初めは特別高圧部分の大規模工場やデパート、オフィスビルが電力会社を自由

に選ぶことができるようになり、新規参入した電力会社（新電力）から電気を購入することが可能になりました。その後2004年4月、2005年4月は小売り自由化の対象が高圧部分の中小規模工場や中小ビルへと徐々に拡大してきました。そして2016年4月1日からは低圧部分の家庭や商店などにおいても電力会社を選べるようになりました。この倉浜衛生施設組合ですけれども、電気を排ガスの省エネルギーを利用し排熱ボイラーで蒸気を発生させて、蒸気タービンで発電機で発電を行い施設内の電力を補っていると余剰電力は電力会社に売電していた、また蒸気は給湯にも利用されていると言うふうにホームページに書かれておりました。そこで質問させていただきます。①指名入札業者は県内2社、県外3社となっていますが、どのように選択したのかをお伺いします。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

ただ今の質問にお答え致します。今回の売電入札につきましては、構成市町の入札参加資格名簿に売電の項目が無いことから選定基準を設け運営委員会において審議をすることとし、令和2年1月14日の、第3回運営委員会において、指名業者の選定を行いました。選定の方法につきましては、競争入札指名選定基準を設けて基準を満たす業者を選定した結果県内2社、県外3社となっております。以上でございます。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。今回入札は初めてだと言う説明ですけれども、通常だったらですね市内発注する市町村は発注する建設工事に入札を希望するものは入札参加資格審査を受け、名簿に登録する必要があると言うふうにあるのですけれども、今回はまだそう言った形ができていないと言うことですので、その辺しっかりと登録できる制度を作っていく必要があるのかなと本員は思っております。

続きまして質問入ります。②入札結果の販売単価は令和元年度の12.28円/kwhから令和2年度は18.46円/kwhとなり、元年度比で50ポイント増加、年間販売金額2億4,000万から3億6,000万の1億2,000万円の増額となっております。一般的には考えられない収入増が見込まれますが、その結果をどのように捉えているのかお伺いします。今までは倉浜から余剰電力は沖縄電力オンリーで送っていた、今回の入札の結果で、1億2,000万の歳入として入ってくるとありますけれども、これだけ極端にスイッチングと言うか売り先が変わるだけで、1億2,000万円も変わるということですのでけれども、この会社が例えばですよ今回初めて入札させたと思いますけれども、どんな実績があるのか、県内でも実績があるのかね。③で聞きます、今回落札した事業者の県内販売状況をお聞かせください。あと、1億2,000万円これをどう言うふうに考えているのか、お願いいたします。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

ただ今の質問にお答えいたします。余剰電力販売の入札につきましては県内では那覇市南風原町環境施設組合が先行して昨年度から入札を実施しています。その那覇市南風原町環境施設組合の入札においても当組合同様の入札結果となっています。倉浜の入札結果についてですが、沖縄電力株式会社を除く他3社の入札金額に大きな差がないことから、今回の入札結果において年間販売金額の大幅な増は特に問題ないと考えています。以上でございます。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。入札の結果は問題ないと、歳入がかなり入ってくるから大丈夫だろうと言う答弁ですけれども、入札結果の資料はもらいましたけれども、沖縄電力さんが第1回目に9,469万3,710円が、沖縄電力株式会社うるま支店、落札された会社が株式会社グローバルエンジニアリング2億1,543万6,242円、その差が1億2,000万あまりですけれども、③今回落札した事業者の県内販売状況をお伺い致します。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

ただ今の質問にお答えいたします。県内の販売状況につきましては供給が12,000kw、契約件数が60件の実績がございます。主なものといたしまして沖縄国税事務所、沖縄ハム総合食品株式会社、一般財団法人美ら島財団などがございます。以上でございます。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。県内でも実績がある沖縄国税事務所、沖縄ハム総合食品、美ら島財団と言うふうには実績があるという説明でありますけれども、このグローバルエンジニアリングさんが、例えばの話、万が一何か会社の経営状況が悪化したとか、そうやってきた時に契約の中身で、例えば預り金とか、そう言ったのはやっているのかお聞かせ下さい。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

今回契約をおこなうグローバルエンジニアリングとは、契約保証金という形で保証金のほうを設定しております。以上でございます。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

保証金を預かっていると言う説明ですが、これはパーセントでやっているのか、契約額のパーセントなのか金額的なものをお聞かせ下さい。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

この保証金についてでございますが、正確な数字が今手元にないものですから、確認してよろしいでしょうか。

●屋富祖功 議員

今、確認ですか。時間がかかるようでしたら。

●小谷良博 議長

では、あとで報告と言うことでお願いします。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

今、手元に資料が無いと言うことですが、今回は県外の会社が入札して落札した訳ですけれども、保証金がいくらと分からないと次に進めないのですが、今回2億あまりで落札して保証金が例えば10%、20%、2,000万、4,000万を出さないといけませんよと言うことになった時、県内の大きい企業だったら体力的なものを出せるかもしれませんが、沖縄県の新電力会社だと2,000万、4,000万出しきれないとなれば、入札参加に入れない訳ですよ。これは入札時点の問題であっていくらがないとダメですよと言うのが、分からないと出来ないじゃないですか。これが入札の条件に入っているのかね。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

今、契約の中に入っている契約保証金の金額でございます。金額といたしまして、2,154万4,000円となっております。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。落札額の10%で宜しいですね。先程の入札時に落札額の10%の保証金は必要ですと言うような、この入札条件に入っているのか、聞かせていただけますか。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

こちらの契約保証金は、入札説明書に記載してございます。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。今回余剰電力と言う事で入札して2億あまり入ってきますけれども、

本施設では余剰電力として出るんですけども、メンテナンスの時に溶融炉は止まりますよね、止まった時には、結局施設内の電気も出来ない。その時は沖縄電力から買っている訳ですか。それを今、沖縄電力以外の今回落札したグローバルエンジニアリングさんから、このメンテナンス時にですね、逆にグローバルエンジニアリングさんと契約して、沖電から買うと高いと思うので、電気を買うということは出来ないのかお聞かせ下さい。要はスイッチングした方が良いのではないかと言うことです。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

ただ今のご質問でございますが、今回余剰電力の売電入札における仕様書などについては、あくまで今回余剰電力の売買であることから、電力の供給については含めておりませんでした。今後売電入札における電力の供給については検討していきたいと考えております。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

できれば電気が発生できない時期には、かなり沖縄電力さんと開きがあるのであれば1月、2月でも電気代は変わってくるものだと本員は思っております。

続きまして④経済産業の電力自由化の関連でお伺いいたします。

経産省の電力自由化の目的をお伺いします。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

ただ今の質問に回答いたします。従来自然独占とされていた電気事業においては市場参入規制を緩和し、市場競争を導入する事で電気料金の引き下げや電気事業における資源配分の効率化を進めることを目的としています。その結果様々な電気料金メニューやサービスが発生し、住民の生活が豊かになることが期待されております。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。本当に今からは電気も自分で選べる時代で、工場だったものから一般家庭まで、そういう風な選べる時代になっていると言うことで目的としては、市民が豊かで幸せになることだと、今おっしゃってますので納得いたしました。

続きまして⑤経産省の電力自由化の目的に照らして、今回の余剰電力販売の入札結果をどのように捉えているのかをお伺いします。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

ただ今の質問に回答いたします。2016年度の電力自由化以降、一般の需要に応じて電気を供給することを事業とする小売電気事業者が多く参入しております。小売電気事業者が電気を供給するには自社で電源を確保するかもしくは他社から電気を購入するしかありません。今回の入札結果は電力自由化により小売電気事業者の電気の供給が活性化し、それにより他社から電気を購入する事業も同様に活性化することによるものだと考えております。当組合の入札結果において大幅な歳入増が見込まれることから組合市町の負担金軽減へと繋がり市町民全体に還元できるものと考えております。以上でございます。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。今の答弁で二市一町の負担金が軽減されるというふうにありましたけれども、再質問ですけれども今新たに契約したグローバルエンジニアリングさんは、余剰電力を買ってどこに売するのか、それで負担金・分担金を二市一町が出してますよね。二市一町その市町民がこの安い電力が欲しいと言った時には、こう言う契約もできるのか、今の契約の中身では、まだ把握できてないところが沢山ありますけれども、この新電力会社さんは二市一町を優先に販売できるのかお伺いします。

●小谷良博 議長

嘉陽田業務第一課長。

●嘉陽田朝之 業務第一課長

ただ今のご質問でございます、先程の回答と似たような形にはなりますが、今回の余剰電力の売電入札における仕様書については、あくまでも余剰電力の売買であることから、電力の供給については含めておりません。今後の売電入札における組合市町などへの電力供給については今後、検討していきたいと考えております。以上でございます。

●小谷良博 議長

屋富祖議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。ぜひ二市一町の市民から恩恵を受ける意味でも電力会社さんとは契約する時には、そう言う優先的に出来ないですかと言う中身も入れた方が良いのかなと本員は思います。今回この倉浜衛生施設組合のこの電力について、6月の沖縄市議会の一般質問でも取り上げようと思っております。二市一町の担当部局の皆様も共有して、ぜひこれを前向きに考えていつて欲しいなという意味で6月の議会で取り上げようと思っておりますので、その時は宜しくお願い致します。ありがとうございました。

●小谷良博 議長

以上をもちまして、8番議員 屋富祖功議員の一般質問を終わります。

これにて日程第9 一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長

に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩 (午前12時21分)

再開 (午前12時21分)

●小谷良博 議長

再開いたします。

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

よって、令和元年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれにて閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午前12時21分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年 6 月 18 日

議 長 小谷良博

会議録署名議員 池原秀明

会議録署名議員 屋島祖功